



当園では、国の「こども誰でも通園制度」を活用し、2歳児(満3歳になるまで)の4年保育利用者を対象に、保育料の負担軽減を行います。

◆制度の概要◆

「こども誰でも通園制度」は、保護者の就労有無や理由を問わず、6ヵ月以上満3歳未満のお子さまが幼稚園・認定こども園を利用しやすくするための国の子育て支援制度です。

当園では、月10時間の利用をすることで補助制度を活用し、保育料から7,000円を減免いたします。志免町以外の他市町村にお住まいのお子さまもご利用できます。

◆令和8年度の保育料◆

通常保育料 : 25,700円

《内訳》 教育充実費 1,000円、施設充実費 1,000円、給食費 4,900円を含む

減免後の保育料 : 18,700円 (こども誰でも通園制度の活用により、7,000円減免)

◆その他費用◆

- ・バス維持費(利用者のみ) : 3,500円
- ・冷暖房費 : 年額 6,000円
- ・行事費 : 年額約 8,000円 ※その他、写真代・用品代など実費がかかります

◆申し込み方法◆

制度の利用をご希望の方は、園事務所までお問合せください。お手続きや利用条件について、職員が丁寧にご説明いたします。

◆よくあるご質問(Q&A)◆

Q. こども誰でも通園制度とは、何ですか？

A. 国が実施する子育て支援制度で、6ヵ月以上～3歳未満のお子さまが一定時間園を利用することで、保護者負担を軽減できる制度です。

Q. どれくらい安くなりますか？

A. 月10時間のご利用で、当園では保育料から7,000円を減免いたします。

Q. 制度を利用するために何か手続きは必要ですか？

A. はい。ご家庭で市町村へ申し込みを行い、「利用認定(こども誰でも通園の認定)」を受ける必要があります。認定を受けて初めて、減免の対象となります。

申請方法については園でもご案内いたしますので、お気軽にご相談ください。

